

千葉県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸付条例施行規則の 一部を改正する規則（概要）

1 改正理由

行政手続等における押印見直し方針（令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号）に基づき、一部の様式について押印の義務付けを廃止するための改正を行う。

併せて、その他所要の規定整理を行う。

2 改正内容

- (1) 第9条第1項の表中「辞退届」を「修学奨励資金辞退届」に改める。
- (2) 第18条第1項中「修学生死亡届」を「修学生（借受人）死亡届」に改め、同条第2項中「借受人死亡届（別記第十七号様式）」を「修学生（借受人）死亡届」に改める。
- (3) 別記第1号様式中「第三条」を「第三条第一項」に改めた。
- (4) 別記第2号様式中「学校長認印」欄を削った。
- (5) 別記第3号様式中「職印」を削った。
- (6) 別記第5号様式中「第九条」を「第九条第一項」に改め、「㊟」を削り、「学校長認印」欄を削った。
- (7) 別記第6号様式中「第九条」を「第九条第一項」に改め、「㊟」を削り、「学校長認印」欄を削った。
- (8) 別記第7号様式中「第九条」を「第九条第一項」に改め、「㊟」を削り、「学校長認印」欄を削った。
- (9) 別記第8号様式中「第九条」を「第九条第一項」に改め、「㊟」を削り、「学校長認印」欄を削った。
- (10) 別記第9号様式中「第九条・」を「第九条第一項及び」に改め、「㊟」を削り、「学校長認印」欄を削った。
- (11) 別記第10号様式中「㊟」を削り、「学校長認印」欄を削った。
- (12) 別記第11号様式中「第十条」を「第十条第一項」に改めた。
- (13) 別記第12号様式（表）中「学校長認印」欄を削った。
- (14) 別記第13号様式中「㊟」を削り、「学校長認印」欄を削った。
- (15) 別記第14号様式から第十六号様式までの規定中「㊟」を削った。
- (16) 別記第17号様式中「第十八条第一項・第二項」を「第十八条」に改め、「㊟」を削り、「学校長認印」欄を削った。
- (17) 別記第18号様式中「㊟」を削った。
- (18) 別記第19号様式中「学校長認印」欄を削った。
- (19) 別記第20号様式中「㊟」を削り、「学校長認印」欄を削った。

3 施行期日

令和5年4月1日